平成２１年（フ）第８８号
大分県中津市大字高瀬1098番地１　森の下２住宅５号
債務者　髙橋　清佳
１　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第９２号
大分県宇佐市安心院町大126番地
債務者　熊埜御堂操
１　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６号
大分県宇佐市大字四日市3010番地
債務者　幸　美陽子
１　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７号
大分県宇佐市大字金屋１番地の６
債務者　廣岡　春海
１　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３１号
さいたま市桜区田島８丁目13番11号　サンアトレ西浦和303
債務者　堀江ひとみ
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３５号
さいたま市見沼区大和田１―998―１　戸山コーポ202、住民票上の住所さいたま市大宮区北袋町１丁目167番地４
債務者　宮川　圭一
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２１号
さいたま市緑区大字大間木1749番地１　701
債務者　鳴海恵美子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６５号
さいたま市大宮区大成町２丁目314番地１　コーポパミール201
債務者　佐山　幸子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７５号
さいたま市浦和区常盤３丁目４番７号　浦和橋荘103
債務者　小泉　陽一
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０４号
さいたま市北区宮原町２丁目15番地14　リヴィエールⅡ―103号室
債務者　佐藤　　伸
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２２号
さいたま市浦和区上木崎４丁目８番20号　シャンポール上木崎302号
債務者　古谷　美樹（旧姓瀧澤）
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２７号
埼玉県蓮田市東１丁目５番15号　シティハイムアネックス102号、旧住所東京都荒川区町屋３丁目６番10―102号
債務者　三田みどり
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４５号
埼玉県川口市南前川２丁目17番16号　第一南光荘102号
債務者　進藤　嘉美
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５０号
さいたま市西区大字指扇1743番地１　クレセントハイム201
債務者　清水　有里
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
埼玉県草加市谷塚町1435番地４　ニューマリッチ谷塚104号
債務者　太田　隆志
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５８１号
埼玉県越谷市弥生町１番11号　プレルーディオ越谷４Ｃ号
債務者　笠木　順子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６１０号
埼玉県春日部市大枝522番地６ライフタウニィＢ街区４―102
債務者　永瀬　忠義
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係